

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話 (243) 0141
18年5月14日

大切な人に贈る

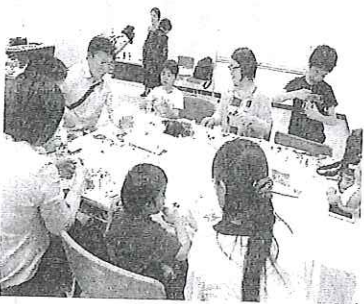
フラワーアレンジメント・ハーバリウム講座

4月29日(日) 東区プラザで2回の講座を開き、44名が参加しました。

講師は新潟県胎内市で生花店「Musubi屋」を営む、村上民商の石山浩さん。2年前、同会員の阿部さんから事業継承しました。無店舗で、予約が入ったら新鮮な花を届けます。専門学校の講師や「花育アドバイザー」として活躍しています。(詳細は商工新聞4月23日号)。

ハーバリウムとは「植物標本」の事。まずは、中瓶1本か小瓶2本を選択。①材料選び「中瓶の人はバラのプリザーブドフラワーを1輪とドライフラワー、小瓶の人はドライフラワーを選択」②材料を細くカット③ビンに材料を入れる「竹串で、やり直すときはピンセット」④オイルを入れて完成「花が重みで沈まないように、傾けて入れる」あじさいはオイルを入れると半透明になり、葉脈だけが残ります。光の当たる所に置くと、きいず。

色とりどりの材料選びに迷い、配置に悪戦苦闘! 世界に1つの作品が出来上がりました。今回、家族で参加した方は、子供達も楽しく素敵な作品を作っていました。お見舞いに持って行きたいという方や、今度はフラワーアレンジメントでの声もあがりました。



日程

- ・5月15日 婦人部三役
- ・5月18日 共済三役
- ・5月26・27日 全商連総会

労働保険「マイナンバー」の取り扱いに関して 新潟労働局交渉

2018年4月23日に労働局交渉が行われ、労働局から担当課より3名が対応しました。民商からは新潟1名・長岡3名・見附1名・魚沼1名・柏崎1名・県連1名の8名が参加しました。

【要望事項】

- ①5月以降の労働保険の手続書類について、マイナンバーの記載がなくても受理する対応をしてほしい。
- ②「マイナンバー」の記載がなくても受理する」との大臣答弁や新しいチラシの趣旨を県内のハローワークに周知徹底して下さい。

この二つの要望事項に対して以下の回答になります。
厚労省作成のチラシに「マイナンバー」の提供を拒否された場合には、その旨を申し出ていただいた上で受理することとしており、個人番号の記載がないことをもって、ハローワークが雇用保険手続の届出を受理しないということはありません」と記載があり、その通りに対応する。また、「マイナンバー」の提供を拒否された」などの事実を証する書類の提示や提出は求めない。

参加者からは、マイナンバーの管理が厳重にすることが困難な事業所の実情などだされました。

ピースフエスティバル

んにいがた

5月3日(木)万代テラスで、「安倍9条改憲NO!市民アクション@新潟」の主催で「ピースフエスティバルinにいがた」が開かれ、約2500人が参加しました。市民アクション@発起人の中村洋二郎氏(弁護士)は「憲法を踏みにじってきた安倍政権が憲法に触れるなど許されない」とあいさつ。県平和運動センターの斉藤悦男議長が「今日を結節点にして3000万人署名を何としても達成し、安倍9条改憲を食い止めよう」と訴えました。

全国九条の会事務局長の小森陽一さんがメインスピーチ。韓国の市民が2015年の日本の戦争法反対のたたかいに学んで「ろうそく革命」に立ち上がり朴政権を倒したことを紹介し「今、朝鮮戦争が終わろうとしている。紛れもなく市民の力です。新潟でも全国でも市民の共同が野党の共同をつくっている。憲法違反の安倍政権を倒して、憲法に基づく社会をつくりましょう」と訴えました。



また、多くの出店がある中、新潟民商からは婦人・青年部で出店し、鶏のからあげやフライドポテト、生ビール、ソフトドリンクを販売しました。中でも鶏のからあげは人気があり調理が負いつかないほどでした。参加者の中には商工新聞に興味を持つ人もおり、5名の方が読者になりました。

架空請求ハガキにご用心!

「民事訴訟告知センター」と名乗る機関からハガキが届いたと今年3月下旬から相談が寄せられています。消費者に過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、「裁判所に訴状が提出された」連絡が無い場合は「給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押えを強制的に執行する」などの脅し文句が記載されています。脅して弁護士を名乗る者を紹介し、費用としてコンビニでプリペイドカードを購入させ、お金を要求する手口です。このようなハガキが届いても、記載されている番号には絶対に連絡はしないでください!

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)308 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押えを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年4月20日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目1番9号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-6368-6422
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

税務調査が始まっています!

4月に入ってから税務署から調査をしたいと連絡が来たとの相談が事務局へありました。話を聞くと税務調査にあたって納税者にすべき11項目の事前通知がされています。正当な調査理由が無い場合や事前通知が1つでも欠ける場合、適正手続きを欠いた違法調査となります。税務調査の連絡が入ったらすぐに支部の役員さん又は事務局へご連絡ください。

ちょっと待った! その税務調査は違法かも? 最初に下記の11項目が通知されていない調査は違法調査です。

税務調査 事前通知チェック表

項目	内容	有・無
1	税務調査を行う旨の通知	
2	調査日時(都合が悪ければ変更できます).....チェック欄5に調査日時を記入し、調査の場所(支店)を記入し、調査の期間(年・期)を記入し、調査の対象となる税目(なに税か)を記入し、調査の対象となる所得種類や物件(具体的に書き記して送ってください)を記入し、調査を受ける者(調査対象者)の氏名・名称と住所を記入し、調査官(担当官)の所属官署と氏名を記入し、調査日と調査場所は、合理的理由があれば変更を協議するという説明を記載し、通知事項以外に非道な疑われる事項は、改めて通知なくとも質問検査できるという説明を記載し、担当役員、連絡先、担当事務局を記入し、	
3	調査の目的(理由)	
4	調査の対象となる税目(なに税か)	
5	調査の対象期間(年分または年度(期))	
6	調査の対象となる所得種類や物件(具体的に書き記して送ってください)	
7	調査を受ける者(調査対象者)の氏名・名称と住所	
8	調査官(担当官)の所属官署と氏名	
9	調査日と調査場所は、合理的理由があれば変更を協議するという説明	
10	通知事項以外に非道な疑われる事項は、改めて通知なくとも質問検査できるという説明	
11	担当役員、連絡先、担当事務局	